

評価結果の公表について

機構では「福祉サービス第三者評価情報公表要領」で、評価結果情報は「原則として評価機関から報告された内容を加除修正することなく公表するもの」と定めています。ただし、「公序良俗に反する内容、公表により当該事業所を利用する利用者及び関係者に著しく悪い影響を与える内容等、本制度の趣旨に照らしふさわしくないものと認められる」場合にのみ、修正をお願いしています。

つまり、基本的には評価機関が作成したままの形で公表されるということです。

その他にも、以下を心がけるようお願いしています。

プライバシーの保護徹底を

評価結果は、インターネットを介して公表します。利用者本人や家族を含む不特定多数の方が閲覧することになりますので、特に利用者に対するプライバシーの保護については必ず徹底してください。

専門用語は誰もが理解できるよう工夫を

評価結果を誰が閲覧しても理解できるように、表現の言い換えをするか、言い換えが難しい場合は、解説をつける等の工夫をしてください。

固有名詞はできるだけ使用しないように

評価結果は中立的な立場である機構が公表するものですから、固有名詞(地名・役所名は除く)はできるだけ使用しないよう、記載内容に工夫を行って下さい。また、固有名詞を使用することにより、かえって記載内容が理解しづらくなってしまうこともあります。誰が閲覧しても理解できるような表現にしてください。

誤字・脱字の十分な確認

評価結果報告書は、原則として機構では修正を行わず、原文のまま公表します。そのため、評価結果報告書の作成にあたっては、誤字・脱字等がないよう十分注意してください。

上記の部分は評価機関の特徴が出やすい部分でもあります。評価機関をお探しの方は、この部分に留意して評価結果報告書を読んでみてはいかがでしょうか。